

## 関西・アジア 環境・省エネビジネス交流推進フォーラム規約

制 定 平成22年4月 1日

最終改正 平成27年5月19日

### (名 称)

第1条 本会は、関西・アジア 環境・省エネビジネス交流推進フォーラム（以下「本フォーラム」という。）と称する。

2 英文名称は、Kansai-Asia Environmental and Energy-Saving Business Promotion Forum と称する。また、略称として Team E-Kansai（チーム イー カンサイ）と称する。

### (目 的)

第2条 本フォーラムは、関西地域が有する環境・省エネルギー分野での産業集積や大学・研究機関等の集積を活用し、アジア地域における環境負荷低減や地球環境問題への対応に貢献するとともに、関西地域の環境・省エネビジネスとアセアンや中国等のアジア地域の環境・省エネビジネス及びそのユーザー企業との持続的なビジネス連携の促進及びそのためのビジネス・ネットワークの構築を目的とする。

### (事 業)

第3条 本フォーラムは、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

#### (1) 重点地域におけるビジネス連携促進事業

- ①現地ニーズに対応するシステム提案型プロジェクト組成支援
- ②重点地域で実施される展示会や商談会への参加支援
- ③ビジネス・フォローアップ体制整備
- ④現地の関係機関との協力の枠組み構築

#### (2) 情報発信、セミナー等 情報提供事業

- ①メンバー企業の商品情報等の整備・発信
- ②現地のビジネス関連情報の収集・提供
- ③各種セミナーや会員間の情報交換・交流事業の実施
- ④HP運営、メルマガ発信

#### (3) その他、本フォーラムの目的達成に必要な事業

### (会 員)

第4条 本フォーラムの会員は、本フォーラムの目的に賛同して、本規約及び別に定める細則を遵守する次の会員により構成する。

(1) 正会員 本フォーラムの目的に賛同し、主体的に事業へ参加する法人、個人

及び団体。

(2) 準会員 本フォーラムの目的に賛同し、本フォーラムの事業に関心を持つ法人、個人及び団体。

(入 会)

第5条 本フォーラムに入会を希望する者は、所定の様式により入会申込書を提出しなければならない。

2 会員の入会は、幹事会の議決をもって承認される。

(入会金及び会費)

第6条 入会金は徴収しない。

2 会員は、毎年度別途定める会計実施細則に基づき額を納入しなければならない。

(退会・除名)

第7条 本フォーラムからの退会を希望する会員は、書面をもってその旨を届け出なければならない。

2 会員の立場を利用し、本フォーラムの信用を著しく害した場合は、幹事会の決定により会員を除名することができる。

3 納入すべき会費を1か年以上滞納した場合は、退会したものとみなす。

(役 員)

第8条 本フォーラムに次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名以内
- (3) 幹事 10名以内
- (4) 監査役 1名

2 会長は、本フォーラムを代表し、業務を総括する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に不都合があるときはその職務を代行する。

4 会長及び副会長は、正会員の中から総会において選任する。

5 幹事は、正会員の中から総会において選任し、本規約及び幹事会の定めるところにより職務を行う。

6 監査役は、幹事を除く正会員の中から総会において選任し、会計を監査する。

7 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

8 役員は、辞任又は任期満了の場合においても、後任が選出されるまでは、その職務を行う。

(支援機関及び協力機関)

- 第9条 本フォーラムは、国や地方自治体、商工会議所、独立行政法人、社団及び財団等各種法人、その他の支援機関及び協力機関と連携した取り組みを行い、必要に応じて、幹事会、分科会等への参加等による助言と支援または協力を求めることができる。
- 2 支援機関及び協力機関の登録に変更があった時には、事務局は幹事会に必要な報告を行う。

(総会)

- 第10条 総会は、幹事会の助言に基づき会長が招集し、議長を務める。
- 2 総会は、正会員を持って構成する。
- 3 総会は、原則として年1回開催し、以下の事項について決議する。
- (1) 事業報告及び決算の承認
  - (2) 事業計画及び予算の承認
  - (3) 役員を選任又は解任
  - (4) 本規約の改正
  - (5) 解散及び残余財産の処分
  - (6) その他総会で決議するものとして幹事会で決議された事項
- 4 総会の議決は別途定める細則により行う。

(幹事会)

- 第11条 本フォーラムの下に幹事会を設置する。
- 2 幹事会は、10名以内の幹事をもって構成する。監査役は幹事会に出席することができる。
- 3 幹事会に幹事長を置き、幹事長は幹事の互選により選出する。
- 4 幹事会は、幹事長が招集し、その議長となる。
- 5 幹事会は、次の事項を議決するため、必要に応じて随時開催する。
- (1) 事業報告案及び決算案の策定
  - (2) 事業計画及び予算案の策定
  - (3) 本フォーラム事業執行の決定
  - (4) 分科会及びプロジェクトチームの設置及び廃止
  - (5) 総会・幹事会細則及び会計実施細則の改正
  - (6) 入会及び除名の承認
  - (7) その他会長が特に必要と認めた事項
- 6 幹事会の議決は別途定める細則により行うこととし、運営に必要な事項は、幹事会が決定する。

(分科会等)

第12条 本フォーラムは必要に応じ分科会及びプロジェクトチームを設置することができる。

2 分科会及びプロジェクトチームは、それぞれの目的に関心があり、かつ主体的に事業に参加する正会員から構成する。

(事務局)

第13条 本フォーラムに事務局を置く。

2 本フォーラムの事務局は、公益財団法人地球環境センターに置く。

附 則

1 この規約は、平成22年4月1日から施行する。

2 この規約は、平成24年5月16日から施行する。(一部改正)

3 この規約は、平成25年5月16日から施行する。(一部改正)

4 この規約は、平成26年2月13日から施行する。(一部改正)

5 この規約は、平成26年5月19日から施行する。(一部改正)

6 この規約は、平成27年5月19日から施行する。(一部改正)